

バリュープラス利用規約

第1条 (利用規約)

1. 本利用規約は、株式会社ベネフィット・ワン（以下「会社」という）と株式会社メガロス（以下「提携会社」という）が業務提携をして提供するサービス「バリュープラス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、遵守する事項について定める。
2. 本サービスを利用するに際しては、「本規約」および「見舞金規程」を併せて遵守するものとする。

第2条 (定義)

1. 会員とは、提携会社の運営する施設（以下「クラブ」という）の会員（メガロス会員）のうち、提携会社との間で「バリュープラス入会申込書」を締結し、本利用規約に同意する方を指し、以下同様とする。
2. 会員は、本サービスの利用資格を有し、本サービスを利用することができる。ただし、会員は、自己の責任において、その配偶者及び二親等以内の親族（以下、総称して「配偶者等」という）に、一定の範囲内で本サービスのメニューを利用させることができる。この場合、会員は、配偶者等をして、本利用規約等を遵守させるものとする。
3. 前項に基づく配偶者等による本サービスの利用は、会員本人による本サービスの利用とみなす。
4. 利用者とは、本サービスを利用する会員及び配偶者等を指し、以下同様とする。

第3条 (利用者の範囲)

1. 本サービスのメニューの利用申込みについては、原則として会員が行うものとする。
2. 本サービスのメニュー毎の利用者の範囲、メニュー利用料金については、第6条記載の情報提供方法により告知する。
3. 見舞金制度における補償対象者の範囲は「見舞金規程」に準ずる。

第4条 (個人情報の取扱い)

1. 利用者は、会社および提携会社が、本サービス提供にあたり会社および提携会社が提携する先へ、業務上必要な範囲で相互に、利用者に関する情報（以下「個人情報」という）の提供または交換を行うことを承認するものとする。
2. 会社は、業務上知りえた個人情報を、本サービスならびに特典を提供する目的以外には使用しないものとする。

第5条 (会員証)

1. 提携会社は、会員に対し、氏名および会員番号を記載した会員証を発行する。
2. 会員証は、会員及び配偶者等が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとする。なお、譲渡、売却、質入及び配偶者等以外への貸与は一切禁止する。
3. 会員が紛失等により会員証の再発行を必要とするときは、会社に速やかに届け出るものとする。なお、再発行の費用は会員の負担とする。
4. 会員が、第13条に定めるところによりバリュープラスの会員資格を失った場合は、会員証を速やかに提携会社へ返還するものとする。

第6条 (情報提供方法)

本サービスの提供内容は、以下の情報提供方法のいずれかまたは複数により、利用者に提供される。

- ① 「つかえるスタイル」ガイドブック
- ② ベネフィット・ワンホームページ

第7条 (メニューの利用方法)

利用申込、予約、支払等メニューの利用方法は、各メニュー毎に会社が定め、第6条に定める情報提供方法により利用者に提示され、利用者はこれに従わなければならない。

第8条 (予約の取消)

メニュー利用予約の取消方法ならびに利用予約の取消に伴うキャンセル料等は、第6条に定める情報提供方法により会員に提示され、会員はこれに従わなければならない。

第9条 (利用料金等の支払)

本サービスの利用料金は、第6条に定める情報提供方法により会員に提示され、会員はメニュー毎の利用料を所定の方法にて支払わなければならない。

第10条 (メニュー毎の利用規約)

1. メニューの利用規約はメニューの提供元であるサービス提供企業とメニューの

利用者との間で行うものとする。

2. 前項の場合、会社および提携会社は第6条に定める情報提供方法で提示した内容に重大な誤りがあった場合を除き、当該契約に関わるトラブル等については一切関知するものではない。

第11条 (予約結果の確認)

本サービスを通して事前に予約を行う必要があるメニューの利用にあたり、本サービスより予約結果の通知がなされた後、利用者は速やかに予約内容を確認のうえ、仮に予約結果に誤りがある場合には速やかに申し出なければならない。

第12条 (利用者の義務)

利用者は次の義務を負う

- ① 本規約ならびに第6条に定める情報提供方法により提示された諸規則を遵守すること。
- ② 個々のメニュー毎に定められた申込方法、利用料金の支払方法、キャンセル料等の諸規約、ならびにメニュー毎のサービス提供企業が定めた規約等を遵守すること。
- ③ 本規約等に定めのない事項は、会社がメニュー毎のサービス提供企業の合意を得て決定することを承認すること。
- ④ 利用者は、利用者としての資格を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- ⑤ 本サービスを営業行為等、他の目的に利用しないこと。
- ⑥ 本サービスで得たメニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- ⑦ 利用者登録事項に変更が生じた場合、提携会社に速やかに届け出ること。
- ⑧ 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。

第13条 (利用者資格の喪失)

会員は次のいずれかの事由により、その会員資格を失う。

- ① 本サービスの利用契約を解消したとき。
- ② 会員がクラブ利用の契約を解消もしくは停止されたとき。なお、会員がクラブ利用の契約を解消する場合は、毎月10日を締め日とし、翌月1日をもって退会とする。
- ③ 本規約第14条に該当し、利用者登録を抹消されたとき。

第14条 (是正勧告、サービス利用停止、登録抹消)

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は是正勧告を行うことができる。勧告に従わない場合、会社は当該利用者に対し、サービス利用の停止あるいは登録の抹消を行うことができる。

- ① 本規約、本サービスの利用に関する基本契約書、個々のメニュー毎に定められた申込方法、利用料金、キャンセル料の支払方法等の諸規約、ならびにメニュー毎のサービス提供企業が定めた規約等に違反したとき。
- ② 利用資格を偽ってメニューの申込を行ったとき。
- ③ 本サービス利用に伴い備品の損壊、他人に迷惑を及ぼす行為等、公序良俗に反する利用があった場合。
- ④ 利用料金、キャンセル料などに未納がある場合。

第15条 (本サービス内容の変更)

会社は本サービス内容の拡充、サービス提供企業の都合その他により、本サービス内容を随時変更することができる。

第16条 (損害賠償の上限)

会社の責に帰すべき事由により、利用者が予約内容に基づく施設等の利用を行うことができなかった場合、その損害賠償額は、予約依頼がなされた施設等の利用予定料金の実費を上限とする。

第17条 (サービス提供企業の責による損害)

サービス提供企業の責に帰すべき事由により、予約内容に基づく利用を行うことができなかった場合の損害賠償額等の取り扱いは、サービス提供企業の規約等によるものとし、会社がその責を負うものではない。

第18条 (規約の改正)

会社は、会社および提携会社の判断により、本規約を改正でき、直ちに施行することができる。